役務供給契約条項

（総則）

第１条　甲及び乙は、契約書記載の役務供給に関し、契約書及びこの契約条項に基づき、乙は、甲の示した仕様書、図面又は見本（以下「仕様書等」 という。）に従い、履行期限までに役務を完了し、甲は、役務の代価として乙に代金を支払うものとする。

（権利義務の譲渡等）

第２条　乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合には、この限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第３条　乙は、役務の履行の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

２　乙は、役務の履行を第三者に委任し、又は請け負わせる場合においても、この契約により乙の義務とされている事項につきその責を免れない。

（特許権等）

第４条　乙は、この契約の履行にあたり第三者の有する特許法（昭和３４年法律第１２１号）、実用新案法（昭和３４年法律第１２３号）若しくは意匠法（昭和３４年法律第１２５号）上の権利等又は技術上の知識に関し、第三者の権利を使用する必要があるときには、全て乙の責任において処理するものとする。

（仕様書等の疑義）

第５条　乙は、仕様書等に疑義がある場合には、速やかに甲に通知し、その指示を受けなければならない。

（監督官）

第６条　甲は、役務の履行について必要と認めた場合には監督官を定め、書面をもってその氏名を乙に通知しなければならない。監督官を変更したときも同様とする。

２　監督官は、役務の履行について、立ち会い、指示、審査及び確認その他の方法により、必要な監督を行うものとする。

３　前項に規定する監督に要する直接の費用等は、乙の負担とする。

（官給品等）

第７条　甲は、この契約又は仕様書等に基づき官給品等（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）を貸与又は支給することができる。この場合、乙は、受領書を提出して受領しなければならない。

２　乙は官給品等を受領した後、その品質又は規格が使用に適さないと認めたときには、その旨を甲に通知するものとする。

３　乙は、甲から引渡しを受けた官給品等を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

４　乙は、甲から支給又は貸与された官給品等について、必要がなくなった場合には、速やかに甲に通知し、甲の指示するところに従い、明細書を添えて甲に返還しなければならない。

５　乙の故意又は過失によって、甲から支給された官給品等を滅失し、又は毀損したときには、代品（甲の認定したものに限る。）を納め、又はその損害を賠償しなければならない。この場合における損害賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

６　乙は、前項の規定による損害賠償額を甲の指定する期日までに納付しなければならない。

７　乙は、前項に規定する期日までに損害賠償額を納付しない場合には、納付期間満了の日の翌日から納付した日までの日数に応じ、未納金額に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和３１年政令第３３７号）第　２９条第１項本文の規定に基づき財務大臣の定める延納利息の率を乗じて計算した金額を延納利息として甲に支払わなければならない。

（役務の変更及び中止等）

第８条　甲は、必要がある場合には、役務内容を変更し、又は契約の履行を一時中止若しくはこれを打ちきることが出きる。この場合、契約代金又は履行期限を変更する必要があるときには、甲乙協議して書面により定めるものとする。

２　前項の規定を適用する場合において、乙が損害を受けたときには、その損害の賠償について甲乙協議して定めるものとする。

（無償の履行延期）

第９条　乙は、天災地変その他乙の責に帰しがたい理由により、履行期限

内に役務を履行することができないときには、甲に対して遅滞なくその事由を付して履行期限の延長を求めることができる。この場合、甲は、乙の請求を正当と認めたときには、無償で履行期限を延期することができる。

（有償の履行延期）

第１０条　乙が前条に規定する場合のほか、乙の責に帰す理由により、甲の承認を得て履行期限を過ぎて役務を完了したときには、乙は、遅滞料として履行期限の翌日から起算して役務完了の日まで、遅滞１日についてその遅滞金額の１，０００分の１に相当する金額を甲の指定する期日までに納付しなければならない。ただし、その金額が１００円未満であるときにはこの限りでない。

２　乙が、前項に規定する遅滞料を指定した期日までに納付しない場合には、第７条第７項の規定を準用する。

（契約の変更）

第１１条　甲は、役務の履行が完了するまでの間において必要がある場合には、履行期限、履行場所及び仕様書の内容その他乙の義務に関し、この契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

２　甲は、前項の規定により契約に定めるところを変更したときには、乙と協議の上、契約金額を変更することができる。

３　前項の規定により協議が行われる場合には、乙は、見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

４　乙は、この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときには、履行期限を変更するため甲と協議することができる。

（事情の変更）

第１２条　甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当になったと認められる場合には、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。

２　前条第２項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

（危険負担）

第１３条　役務完了前に、役務目的物又は役務材料について生じた損害、

その他役務提供に関して生じた損害は乙の負担とする。ただし、甲の責に帰する理由による場合の損害についてはこの限りではない。

（不可抗力による損害）

第１４条　天災地変、その他不可抗力によって、役務完了部分又は検査済役務材料に損害を生じたときには、乙は、遅滞なくその状況を甲に通知しなければならない。

２　前項に規定する損害が契約代金に比して重大と認められるものであって、乙が善良な管理者の注意を払ったと認められる場合にあっては、その損害額は、甲乙協議して定める。ただし、その損害が軽微なもの、又は乙が善良な管理者の注意を怠ったと認められる場合は乙の負担とする。

（検査）

第１５条　乙は、役務が完了したときには、仕様書等の定めるところにより、甲に通知しなければならない。

２　甲は、前項に規定する通知を受けた日から１０日以内又は仕様書等の定めるところにより検査又は確認を行うものとする。

３　乙は、前項に規定する検査に合格しないときには、遅滞なくこれを修補し、甲の検査を受けなければならない。この場合、前項に規定する期間は、甲が乙から修補しを旨の通知を受けた日から起算するものとする。

（代金の支払）

第１６条　乙は、前条に規定する検査に合格又は確認が完了したときには、適法な支払請求書を甲に提出し、甲はこれを受理した日から起算して３０日以内に支払うものとする。

２　単価契約の場合、乙は、毎１月分を取りまとめ翌月請求するものとし、その支払請求額は、消費税額及び地方消費税額（免税事業者の場合は、消費税及び地方消費税相当額とする。以下同じ。）抜き契約単価に確定数量を乗じて得た額の合計額に消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に基づく税率を乗じて得た消費税額及び地方消費税額（円未満切捨て）を加算した額とする。ただし、消費税及び地方消費税込みの単価で契約した場合又は免税事業者だけの入札若しくは見積りにより、消費税及び地方消費税相当額を控除していない単価で契約した場合には、同契約単価により算定し、消費税額及び地方消費税額の加算は行わないものとする。

（支払遅延利息）

第１７条　甲は、前条に規定する期間内に契約代金を乙に支払わない場合には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和２４年法律第２５６号)に基づき、支払期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未払金額に対し、同法第８条第１項の規定に基づき財務大臣の定める政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乙に支払わなければならない。

（契約の解除）

第１８条　甲は、乙が次の各号の一に該当するときには、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 正当な理由がなく着手時期を過ぎても役務に着手しないとき。

(2) 乙の責に帰する事由により、履行期限内に、又は履行期限後甲が差し支えないと認める期限までに役務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 前２号のほか、乙がこの契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき。

２　前項の規定により契約を解除した場合、契約保証金は、解除部分の金額の１００分の１０に相当する金額を国庫に帰属するものとし、契約保証金の納付を免除されているときには、乙は解除部分の金額の１００分の１０に相当する金額を違約金として甲の定める期限内に納付しなければならない。ただし、その金額が１００円未満であるときにはこの限りでない。

３　契約の解除が単価契約に係る場合には、その解除部分の金額は、発注数量に消費税額及び地方消費税額抜き契約単価を乗じ、その額から納入済部分の金額を差し引いた額に、消費税法に基づく税率を乗じて得た消費税額及び地方消費税額（円未満切捨て）を加算した額とする。

４　乙が前２項に規定する違約金を甲の指定した期日までに納付しない場合には、第７条第７項の規定を準用する。

（乙の解除権）

第１９条　乙は、次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 第８条第２項に規定する甲との協議が整わないとき。

(2) 甲がこの契約に定める義務に違反したことにより、契約の目的を達する見込みがないとき。

（甲の契約解除と損害賠償）

第２０条　甲は、第１８条に規定する場合のほか、必要があると認めるときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、甲は乙から３０日以内に損害賠償の請求があり、かつ、その損害額を明確に算定できるものに限り賠償するものとする。

２　前項の規定に基づく損害賠償額は、甲乙協議して定める。

（乙の損害賠償）

第２１条　乙の責に帰すべき理由により甲が損害を受けたときには、甲は乙に対し支払期日を指定し、その損害の賠償を請求することができる。

２　前項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。

３　第１項の規定に基づく損害賠償額は、その額が契約保証金又は第１８条第２項の規定により算定された違約金の額に満たない場合、契約保証金又は違約金をもって損害賠償額に代えるものとし、これを超えるときには、その差額を甲は乙から徴収することができる。

４　乙が、前項の規定により損害賠償の請求を受けた場合において、その損害賠償額を指定された期日までに納付しないときは第１０条第２項の規定を準用する。

（役務の契約不適合）

第２２条　乙が行った役務に関し契約不適合（供給された役務が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと。以下同じ。）がある場合は、甲は、相当の期間を定めて乙に修補（良品との取替え及び数量不足の場合における数量の追加を含む。以下同じ。）を請求するものとする。ただし、甲は、役務の契約不適合が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するとき、その他修補を請求することが相当でないと認められるときは、修補の請求に代えて代金の減額を請求することができる。

２　役務の契約不適合が、乙の責に帰すべき事由によるものである場合は、甲は、前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

３　甲は、役務の契約不適合が重要であり、そのため契約の目的を達する

ことができないと認める場合は、契約を解除することができる。

4　修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除の通知は、第１５条第２項に規定する検査又は確認の日（乙が役務の契約不適合について知って告げなかった場合は、当該契約不適合が発見された日）から１年以内に発しなければならない。ただし、修補の期限がこの期間の満了の日以後に到来することとなっているときは、代金の減額の請求又は契約の解除の通知に関しては、当該期限の到来の日から２週間を経過する日までこの期間を延長する。

5　乙は、前項に規定する通知を受けた上で必要な場合は、甲に対し異議を申し立てることができる。甲は、審査の上、乙の申立てに正当な事由があると認める場合は、当該修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除の通知を取消し若しくは変更するものとする。

6　契約不適合のある契約物品の修補の義務の履行については、性質の許す限り、この契約条項を準用する。

7　前各項の規定は、第１項の規定に基づき修補され、再度供給された役務になお当該修補に係る契約不適合がある場合に準用する。

8　修補に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

9　乙は、第２項の規定により甲から損害賠償の請求を受けたときには、甲の指定する期日までに損害賠償金を納付しなければならない。

10　乙が、前項に規定する期日までに損害賠償金を納付しない場合は、第７条第７項の規定を準用する。

11　乙が、第１項の規定による期日までに修補しない場合は、第１０条第１項の規定を準用する。ただし、天災地変その他乙の責に帰さない事由により修補期限を延長する場合は、この限りではない。

（相殺）

第２３条　乙が、甲に対して支払うべき金銭債務がある場合には、甲は、乙に対する支払代金から当該債務を相殺することができる。

（信用等の調査）

第２４条　甲は、契約代金の変更、損害賠償金等の算定又は債権の保全その他必要があるときには、乙の業務又は資産の状況に関して乙の事務所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

２　乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

３　甲は、第１項の規定により乙の秘密を知った場合には、これを第三者に漏らしてはならない。

（サプライチェーン・リスクへの対応）

第２５条　乙は、契約物品（役務対象物品を含み、ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）又は官給品等について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざるぜい弱性を除く。以下「障害等リスク」という。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更を行ってはならない。

２　乙は、契約物品及び官給品等について、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み若しくは組込み、その他甲の意図せざる変更が行われないように相当の注意をもって管理しなければならない。

３　乙は、契約物品又は官給品等について、甲の能力に対抗し、若しくはこれを毀損する動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等（乙がその存在を認知し、かつ、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。）を直接若しくは間接に導入し、又は組み込む場合には、これによって障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。

４　甲は、乙が専ら甲の仕様のために特に導入し、又は組み込むソースコード等の全部若しくは一部に係る障害等リスクについて乙から照会を受けた場合であって、乙による前３項の規定の実施を補完する必要があると認めるときは、相当の期間をもってこれに回答するものとする。

５　第１項から第３項までに定めるもののほか、乙は、特約条項及び仕様書の定めるところにより、サプライチェーン・リスク（契約物品又は官給品等の取扱いに係るサプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在するソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われるリスクをいう。）に確実に対応しなければならない。

６　第２条の規定は、前５項についても適用する。

（その他）

第２６条　この契約に明記されていない事項又は疑義若しくは紛争が生じた場合には、甲乙協議して解決するものとする。